

令和7年度 駿河湾フェリーブランド化・発信事業業務委託仕様書

1 業務の目的

- ・駿河湾フェリーにおいては、令和7年1月に発生した台船損傷という想定外の事態により、輸送人員の減少及び法人収支が悪化が見られる。このため、利用促進策の強化が急務となっている。
- ・本事業では、「海から見える富士山」という景観をブランド化し、国内外に新たな広域周遊ルートとしての発信をすることで、環駿河湾地域における周遊が観光の定番となることを目的とする。

2 業務の内容

- ・河津桜と環駿河湾観光経済圏（「静岡市、伊豆市、下田市、西伊豆町、南伊豆町、松崎町」を言う。以下同じ。）の桜の映えスポットのプロモーションを実施すること
- ・桜の映えスポットに係るプロモーションの実施に当たっては、リール動画（15秒程度）制作及びバナー（ＨＰ用、スマートフォン用）制作は必須とすること
- ・環駿河湾観光経済圏の観光情報を発信するためのイメージ動画（3分程度）を作成すること
- ・本事業の実施に当たっては、県が別途実施している駿河湾フェリーの人流創生事業及び土肥港2次交通改善事業の受託者と連携し、全体プロモーションを実施すること（首都圏、県内）
- ・情報発信に当たっては、ＳＮＳ、新聞・テレビ、パブリシティ等を活用すること
- ・本事業の話題化を図るための方法を検討すること
- ・令和8年1月下旬から3月下旬までプロモーションを実施すること

（2）成果物の提出

本事業は終了したとき、業務の実施期間、実施した業務の成果等を示す報告書を提出すること。

（3）その他

- ア 地震等の災害、火災、荒天、急病・負傷等発生時の危機管理対策を講じること。
- イ 業務の内容については、契約金額の範囲内で変更できるものとする。
- ウ 業務の内容に記載がない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定する。